

北九州地区労連ニュース

2019年 8月号 No. 154

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
メール… k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
ホームページ http://www.geocities.jp/k_roren/

第31回地区労連定期大会の成功と、秋闘から春闘に向けてのたたかい方について 北九州地区労連永吉事務局長代行に聞きました

◆ 参院選がたたかわれませんでした。悪政を続ける自公政治に審判が下るのではという思いがありました。結果は与党が過半数を取るといふ結果になりました。この結果についてどのように受け止めれば良いですか。

◇ 参議院選挙結果については、確かに自公政権が過半数をとるといふ結果にはなりません。しかし、安倍政権の考えて

いた「3分の2を超え改憲発議が出来るように。」という野望は阻止しました。

さらに、野党統一候補によって、32選挙区中10選挙区で勝利したことは、今後の大いなる希望と考えます。また来るべき総選挙においても野党共闘を追求したいと考えます。

◆ 公務労働者の賃金確定、19年秋期闘争の展望は？

◇ 2019年の人事院勧告では6年連続のベア勧告となり、全労連・国民春闘共闘などのねばり強いたたかいの反映だと考えます。30歳代半ばまでの職員については、平均0.1%の改定となっておりますが、高齢層職員に対する配分は全く行われませんでした。

地域手当が県内一低い北九州市(現在3%、福岡県一律5%、福岡市10%)は、青年層の流

出の要因となつています。

秋期闘争でベアはもろろ、どの年代も非正



第90回北九州統一メーデーに60団体935人が結集

規の方々も希望を持って働き続けられる労働条件改善に全力で取り組みます。

◆ 安倍首相は、9条改憲にこだわり国会での国会発議を狙っていますが

◇ 先の参議院選挙の結果も

その後の世論調査でも、「改憲には反対」が過半数を占めています。この市民の思いを出来る限り見える形にするため「憲法共同センター」で平和をあきらめないネット」の行動に参加し継続していきます。それぞれの団体が主催する学習会も予定されているので、加盟組合をはじめ友誼団体、市民に参加を呼びかけ、改憲の危険性を広く情宣しま

す。3000万署名にも引き続き取り組みます。

◆ 秋から春に向けてのたたかいについて

◇ 「同一労働同一賃金」「全国一律最低賃金」などわれわれが長年言ってきたことを政府与党も言わざるを得ない状況まで追い詰めてきています。その実現の先頭に立ち奮闘します。

実質賃金向上のためストを含むあらゆる手段を講じ闘います。特にハラスメントについて法律で規定されていること、(男女雇用機会均等法・育児・介護休業法等)の周知をすすめます。公契約条例制定・全国一律最低賃金等の実現に向け、一致する要求で自治労全国一般・ユニオン北九州・北九州共闘や市民団体と共同の輪を大きく広げられるように努力します。



雨あがり

今年も北九州市内の小中学校の危険箇所等の視察を目的とした学校ウォッチングに参加しました。

今年も、若松区の学校で、7秒かざせば石綿含有の有無がわかる「アスベストアナライザー」をはじめで使用し、視察が行われました。結果は天井や壁などで石綿が検知されました。

石綿は耐熱・耐火などに優れており、安価なため公共施設にも使用されてきました。その後、石綿を吸い込むと中皮腫や肺がんなどになることがわかり、2006年に全面使用禁止となりましたが、今も禁止より以前の建築物には石綿が残っています。今回の視察で若松の参加者からは「行政が再調査を行い解体・改修に向けた管理を行うことが大切。学校側も知っている」と知らないでは対策に大きな違いが出る」という総括がされました。

市民の中には石綿問題は終わったという認識の方も多くいますが、実際には今回のように多くの建物に石綿は含まれており、私たちも対策運動と市民への周知を進めないと、被害がさらに拡大してしまつと感じました。(石)

平和の夏 猛暑の中 平和を願って北九州市を駆け抜けました 「ニコニコペースの平和マラソン」「反核・平和マラソン」ノーモア被爆者の思いを一つに



猛暑の中、広島から長崎までの500キロを走破 長崎平和記念公園に無事ゴール

第11回ニコニコペースの平和マラソンに12人参加

第11回にここにこペースの平和マラソンには、7月28日(土)9時にJR門司港駅に12名が集合しました。

駅としては日本で初めて国の重要文化財に指定された門司港駅。100年の時を超え大正ロマンあふれる門司港駅が復活!今年3月10日にグランドオープンしたばかりの門司港駅を9時半にスタート。11時40分に小倉北区の新勝山公園に着きました。

この地には旧陸軍造兵廠があつて、これを爆撃するため原爆を積んだ米軍機が飛来したが、雲のため目標を見いだせず、一転して長崎に原爆を投下しました。私たちは全員

で黙とうをしたのち、12時に出発して、八幡駅前の小伊藤山公園へ13時25分に着きました。

小伊藤山公園は1945年8月8日の八幡大空襲で防空壕に避難していた全員が窒息死しました。その数300人とも700人ともいわれています。また、その八幡大空襲の煙が翌日、小倉の市街地を覆ったとも言われています。壕の跡には忠霊塔が建てられています。

私たちはその忠霊塔の前で記念撮影をして、平和マラソンを終了しました。その後、自然の館でシャワーを浴びて、交流会をしました。交流会ではこれまでで最高に暑かったことや、沿道の声援が励みになったなど感動が語られました。

反核・平和マラソン 広島から長崎までの 500キロを走破

第37回広島・長崎反核平和マラソンは、8月6日(火)7時45分に広島平和公園に集合。8時15分原爆投下の黙祷後、スタートしました。

この日防府市役所には18時到着、防府市役所・防府市



北九州市役所本庁前でタスキリレー 田村衆議院議員から市職労本庁支部組合員へ

職労から歓迎を受けました。防府サイクリンググーターミナルで宿泊しました。

8月7日(水)4時に防府市役所をスタートして、11時15分関門トンネル人道下関入口で下関市役所からメッセージと賛助金を頂きました。12時門司区役所では毎年盛大な歓迎を受けますが、この日も区長メッセージと賛助金をもらいました。

13時20分北九州市役所でも盛大な歓迎をうけ、北九州地区労連から陣中見舞いをいただきました。18時福岡市役所に到着して福岡市役所、労働組合から歓迎の挨拶を頂き、鹿島旅館に泊まりました。

8月8日(木)4時平和台

福岡県労連第30回定期大会 運動方針・秋期年末闘争方針を満場一致で決定

福岡県労連第30回定期大会は、8月18日(日)10時から福岡市第3階成ビル4階会議室で、役員、代議員、来賓を含め100人を超える参加で開催されました。出席代議員は、出席72人委任12人で合計84人が出席。出席した来賓は、全労連橋口副議長、自由法曹団山本弁護士、日本共産党田村衆議院議員、高瀬県議、立川県議、小原労働部長、社民党佐々木県会議員で、それぞれの代表から祝辞とこれからの取り組みに対する決意が述べられました。来賓のあいさつ、各委員会からの報告を受けた後、議案の提案がありました。議案の提案は、福山事務局長代行の経過報告、運動方針(案)、決算報告、予算(案)は小川事務局次長が提案し、昼食休憩の後、労働相談員の紹介、報告があり、質疑討論に入り14人の代議員が職場でのたかひや取り組みについて発言、北九州地区労連からは永富議長が発言しました。

陸上競技場をスタートして、この日は佐賀自治労連唐津市職員の仲間が走りました。13時50分大村市役所からは熱中症対策の暑熱指標計の指標が危険とされる31度を超えたため、走るのを止めて車で移動しました。間の瀬まで来ると谷あいだで木陰となり、新田頭越えをして川平小学校から全員で走って18時長崎平和公園に着きました。

長崎に入ると、「川筋の両側の団地から身を乗り出している応援に、ランナーは感激して目頭が熱くなった」と感想をもらっていました。(西)



福岡県の最賃 27円UPの841円を答申 今年も地方から19県が反乱 時給1500円速やかに 全国一律最賃制度の創設を！

地域別最低賃金(時給)の引き上げ額を決める地方最低賃金審議会で、8月9日までにその額が出そろいました。中央最賃審議会の目安では地域間格差が2円拡大したのに対し、19県が1〜3円上積みして格差縮小を実現。昨年引き続き地方からの反乱が格差是正を求めて起きています。答申による最高額は東京都1013円。最低額は九州の福岡を除く7県を含む15県が790円で並びました。鹿児島は、単独最下位脱出へ目安に3円を上積み、東京の28円を超える29円増を答申し、九州各県の最賃と同額になりました。

政府(安倍政権)の決断で決まる大幅引き上げ

参院選で安倍首相は、「毎年3%のペースで引き上げている」と強調。「全国加重平均1000円」を「より早期に」と、地域間格差への「配慮」もと売り込みました。しかし、目安の引き上げ率は3.0%と従来ペースにとどまり、格差は是正どころか逆に拡大しました。安倍政権は公約をはたせていません。

最賃引き上げの根拠は明白

全労連は今年、山口県、京都府、鹿児島県、長崎県で労働者の「最低生計費試算」の調査結果を発表しました。これまで発表された19道府県全国どこでも生計費に大きな差がなく、月約22万〜24万円、時間額で1400円〜1500円程度が必要であることが分かっています。地域別最賃制度が導入されるから、時代とともに物流が



全国一律制度の声を地域から

克服するには「全国一律最賃制度」の創設が必要です。

自民党の中にも導入を求める議員連盟がつくられ、全国知事会もランク制の廃止と全国一律最賃制の実現を提言しています。世論を背景に、直ちに全国どこでも1000円にするにも、速やかに1500円に引き上げ、「全国一律最賃制度」を創設すること、中小企業にも社会保険料の事業主負担分を減免するなどして大幅な助成をする運動を地方・地域から強化することが



8月21日(水)10時から北九州市内14ヶ所で学校ウォッシングを実施しました。参加者は、危険箇所等を真剣に見て回りました。



8月10日憲法共同センター宣伝行動に参加者10人署名27筆を集約

求められています。福岡県労連参加の組合でもこの最賃の引き上げを武器に非正規・パートの時給を改善させています。最賃引き上げは、日本経済をよくする大きな要因であるといえます。

第31回定期大会を開催します

とき 2019年 9月15日(日)
とき 10時開会
ところ 西部毎日会館 5階 中ホール
議題 2018年度経過報告
2018年度会計決算報告
2019年度運動方針(案)
2019年度予算(案)

大会代議員の皆さんご出席をよろしく



永富地区労連議長が、安倍9条改憲 NO!を力強く訴えました

3000万人署名 毎月行動に参加しました

8月19日(月)18時から20人の参加で、安倍9条改憲NO!3000万人署名、毎月行動を取り組みました。前田弁護士、永富地区労連議長等がリレートークで訴えました。

労働法コラム 第56回 退職勧奨・退職強要された場合の対処法



黒崎合同法律事務所
朝隈 朱絵 弁護士

3 といいつたところで、労働者にその気がなければ応じる必要はありません。毅然とした態度で、きっぱり断りましょう（この際には、こちらの意思が明確になるように、書面で、できれば内容証明等で意思表示をすることが望ましいです）。※なお、今回は、退職勧奨を受けている段階について記載しており、既に合意解約が成立してしまっている場合や、解雇されている場合には対応が異なってきます。

3 とはいっても、仕事に行くたびに使用者から「いつ辞めるの？」と嫌味を言われるなど、退職勧奨・強要がやまない場合、実際には、その状況で働き続けるのは辛いものです。このような場合には、内容証明郵便

等で、勧奨・強要を止めるよう通告しましょう。この場合、弁護士に依頼をして弁護士名で通告をすることも有効です。それでも止まない場合には、裁判所に差止の仮処分申立てを行うという方法があります。また、退職勧奨の手段や方法が社会通念上の相当性を欠く場合（例えば、被勧奨者が退職を拒否しているにも関わらず、何度も呼び出し、数人で取り囲んで勧奨するなどといったケース）には、退職勧奨行為自体が違法となり、不法行為に基づく損害賠償請求の対象となります。

4 また、使用者側から、退職しないのであれば、配転・転勤を命じるというような嫌がらせが行われることも少なくありません。もちろん、配転命令も、使用者が好き勝手にできるものではなく、配転を命ずる労働契約上の根拠があり、その配転命令権の範囲内であることが必要です。とりわけ、①もともと職種や勤務地が限定された上で雇用されている場合は、この範囲内でしか配転命令は認められませんし、②配転命令権の濫用に当たるような場合は、その配転命令は無効となります。

(1) ①について
まず、職種限定について、特殊の技術・技能・資格を有することを前提に雇用された者（医師・看護師等）については、職種限定の合意がなされていると解されるのが通常であり、この資格等を生かせない事務職等に配転を行うことは配転命令の範囲を超えたものであるとされる可能性が高いです。勤務地限定については、主婦のパートタイマーで生活の本拠が固定していたり、介護を必要とする同居家族がいて引越しができないことを前提に労働契約を締結している場合は、勤務地の限定があり、これの範囲でしか配転命令はできないとされる可能性が高いです。

(2) ②について

配転命令が権利濫用である場合は、配転命令は無効とされます。具体的には、一当該人員配置の変更を行う業務上の必要性の有無、二人員選択の合理性（他に配転の対象とするのに適する人がいないか）、三配転命令が他の不当な動機・目的をもってなされていないか（例えば嫌がらせ目的等）、四当該配転が労働者に通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものか否か、五その他上記に準じる特段の事情の有無（配転を巡るこれまでの経緯、配転の手続き（労働者からの意見聴取等）等を総合的に考慮し、権利の濫用でないか判断することとなります。結果、配転権の濫用であると判断されれば、当該配転命令は無効となり、もちろん応じる必要はありません。

5 退職勧奨といっても、使用者もあの手この手を使い、事案によって適切な対応の仕方は様々です。ただ、最低限、互いの意思表示を明確にするために書面を残すこと（例えば、退職勧奨された場合は使用者に理由を記載してもらう、労働者は応じないという意思をきちんと書面で示す等）、また、使用者が本音を吐くこともあるので、話し合いの際には録音を取っておく等、証拠を残しておくことを心がけましょう。

会社が社員に行う不当な扱い	
退職勧奨	退職強要
不当な部署異動	不当な出向
突然の降格処分	給料の未払い
突然の減給	損害賠償請求

1 労働者からの相談で、使用者から労働契約の合意解約を申し込まれた、自主退職するよう促されているといった相談を受けることがあります。「まだその職場で働きたいし、特に懲戒処分を受けるようなこともしていないのに、毎日、辞めるように言われて、このまま働き続けるのは辛い、私はやめな」といけないのでしょつか。

2 そもそも、労働者は退職勧奨に応じる義務はありません。労働契約は、使用者と労働者が合意をした上で成立しているのですから、使用者が何ら合理的な理由なく、一方的に辞めてほ

